



かび抵抗性試験方法

JIS Z 2911 : 2023

(SIAA/JSA)

令和 5 年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	株式会社 AIST Solutions
	千 葉 光 一	関西学院大学
	渡 田 滋 彦	一般社団法人日本船舶電装協会
	中 川 梢	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 32.3.29 改正：令和 5.11.20

官報掲載日：令和 5.11.20

原案作成者：一般社団法人抗菌製品技術協議会

(〒151-0053 東京都渋谷区代々木 2-11-14 NK ビル TEL 03-6302-0021)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 松橋 隆治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験に用いるかびの種類	2
5 試験の準備	2
5.1 薬品及び材料	2
5.2 装置及び器具	3
5.3 滅菌方法	3
5.4 培地	4
5.5 かびの保存及び使用	5
5.6 孢子懸濁液	5
6 試験の通則	6
6.1 試料・器具・材料の取扱方法	6
6.2 試料の清浄化	6
6.3 培養試験	6
6.4 かび発育状態の判定	6
7 一般工業製品の試験	6
8 繊維製品の試験	7
9 塗料の試験	8
10 皮革及び皮革製品の試験	9
附属書 A (規定) プラスチック製品の試験	11
附属書 B (規定) 電気製品・電子製品の試験	22
附属書 C (規定) 光学機器・光通信機器の試験	30
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	36
解 説	38

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人抗菌製品技術協議会（SIAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 2911:2018**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

かび抵抗性試験方法

Methods of test for fungus resistance

序文

この規格は、2019年に第3版として発行された ISO 846、2015年に第2版として発行された ISO 9022-11、2005年に第6版として発行された IEC 60068-2-10 及び 2018年に発行された Amendment 1を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補（amendment）については、編集し、一体とした。ISO・IEC に対応する工業製品・工業材料のうちプラスチック製品、電気製品・電子製品、及び光学機器・光通信機器の試験については、対応国際規格を翻訳し、技術的内容を変更して附属書 A～附属書 C に規定した。対応国際規格に規定されていない一般工業製品のうち計測機器、木竹製品及びガラス製品、繊維製品、塗料並びに皮革及び皮革製品の試験については、箇条 2～箇条 10 に規定した。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

1 適用範囲

この規格は、特にかび抵抗性を必要とする工業製品又は工業材料のかびに対する抵抗性の試験方法について規定する。

なお、プラスチック製品、電気製品・電子製品、及び光学機器・光通信機器の試験については、それぞれ附属書 A、附属書 B 及び附属書 C に規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 846:2019, Plastics—Evaluation of the action of microorganisms

ISO 9022-11:2015, Optics and photonics—Environmental test methods—Part 11: Mould growth

IEC 60068-2-10:2005, Environmental testing—Part 2-10: Tests—Test J and guidance: Mould growth + Amendment 1:2018 (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS K 8121 塩化カリウム（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）